一般社団法人兵庫県社会福祉士会 選挙管理委員会規程

規程第7号 2009年10月1日制定 2015年4月18日改正 2017年7月22日改正

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人兵庫県社会福祉士会 役員候補者選出に関する規則第7条に基づき 役員候補者選出にかかる公正な事務を行う選挙管理委員会に関する規程を 定める事を目的とする。

(選挙管理委員の公募)

- 第2条 下記の通りで選挙管理委員(以下「委員」という。)を公募する
- (1) 委員の公募は役員選出改選前年10月発行の機関誌 を通じて行う
- (2) 公募人数は3名とする
- (3) 公募期間は11月末日までの期間で、理事会が定めた日までとする
- (4) 応募手続きは、指定の用紙に必要事項を記入し、事務局へ郵送または FAX で応募する(当日消印有効)

(委員の任務)

第3条 委員は、役員候補者選出に関する規則、規程に基づき、立候補者を公募し、一部 人員の調整を含む管理執行を公正に行う。

(選挙管理委員会の編成)

- 第4条 選挙管理委員会(以下「委員会」という)の編成は下記の通りとする。
- (1) 委員の公募の結果、公募人数を上回った時は事務局で抽選により選出し、会長より 委嘱し、委員会を編成する
- (2) 公募人数を下回った時は、足りない委員を理事会の推薦により選出し、委員会を編成する
- (3)委員は互選により選挙管理委員長を選出する

(委員会名簿の公表)

第5条 委員会の名簿は、役員改正の改選年1月発行の機関誌を通じて公表する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、役員選考の改選年前年の11月より、役員選考時の総会の当日までとする。

(開票従事者の選任)

- 第7条 選挙管理委員会は、選挙開票事務を円滑に行うため、開票従事者を選任することができる。
- (1) 選挙管理委員会は、開票従事に必要な人員をあらかじめ報告し、人員を確保する
- (2) 開票従事者は、選挙管理委員長の指示に従い、適切に選挙開票事務に従事する
- (3) 開票従事者の任期は、指名を受けた日より、役員選考時の総会の当日までとする

(雑則)

第8条

- (1) 委員は、役員に立候補または立候補者の推薦をする事は出来ない
- (2) 委員は、再任を妨げず再度委員の公募を応じる事が出来る
- (3) この規程により解決できない事態が発生した時は、理事会の定めによるところによる

附 則

この規程は2009年10月1日から施行する。

附 則

この規程は2015年4月18日から施行する。

附則

この規程は2017年7月22日から施行する。